

# 軽症高額該当について

症状の程度（重症度分類）を満たさない方でも、軽症高額の支給要件を満たす場合は、以下の必要書類を提出していただくと認定となる可能性があります。

## 支給要件

1. 高額な医療の継続  
指定難病に係る1か月あたりの医療費総額が33,330円を超えた月が、以下の期間に3月以上ある方が対象となります。

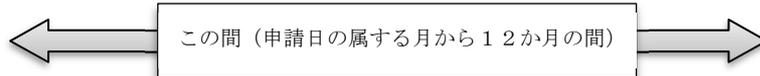
2. 期間の算定

次の①または②のうち、いずれか後の月から申請日の属する月までの期間で算定します。

<例：令和6年4月に軽症高額申請をした場合>

- ① 申請した日の属する月から12か月前の期間（診断されて1年以上経過している方）

令和5年										令和6年						
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
													申請			



- ② 難病を発症したと認められた月から申請日の属する月までの期間（診断から1年未満の方）

令和5年										令和6年						
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
							発症						申請			



3. 医療費総額

医療費総額は、33,330円を超える必要がありますが、窓口で支払う自己負担額では、1か月当たりおおむね次の金額になります。※入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除く。

医療機関での支払いにおける自己負担割合	月当たりの自己負担額（目安）
3割の方	10,000円
2割の方	6,670円
1割の方	3,330円

## 必要書類

- ① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規・疾病追加）〔様式1〕

- ② 医療費総額が確認できる書類（ア～ウのいずれか）

ア. 受給者証・自己負担上限額管理票のコピー

イ. 医療費申告書〔様式7〕及び領収書・診療明細書等

◇医療機関：領収書及び診療明細書の写し

◇薬局：領収書及び調剤明細書の写し

◇訪問看護等：領収書及び介護給付又は診療明細書の写し

ウ. 軽症高額・高額長期証明書〔様式8〕

## 《申請の受付窓口》

住所地を管轄する保健所